

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標：16 自動車事故の被害者の救済を図る

施策目標の概要及び達成すべき目標

現状、年間約 35 万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。

業績指標

指標番号	業績指標名
51	自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実（訪問支援の実施割合（（i）全体、（ii）新規認定者））
52	自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実（リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定）＊

業績指標の分析

(51) 自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実（訪問支援の実施割合（（i）全体））

目標達成状況の評価	A						
	初期値	実績値					目標値
	H27 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	60.6%	75.6%	86.7%	88.3%	86.2%	86.5%	70.0%
年度ごとの 目標値		65.0%	65.0%	70.0%	70.0%	70.0%	
（事務事業等の実施状況） 令和 6 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,566 名に対し、3,949 名に対して訪問支援を実施した。							
（その他の外部要因の状況） 介護料受給者の中には、本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もいた。							
（目標の達成状況に関する分析） 目標年度を毎年度と設定しているところ、令和 6 年度においても、訪問支援のリモート化による業務の効率化及び訪問支援に従事する職員における被害者支援に関する研修受講の促進といった取組強化により、目標を達成しているため、A と評価した。							
（課題の特定） —							

(51) 自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実（訪問支援の実施割合（(ii)新規認定者）							
目標達成状況の評価		A					
	初期値	実績値					目標値
	H27 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	86.5%	88.5%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年度ごとの 目標値		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
(事務事業等の実施状況)							
令和 6 年度は、介護料受給資格の新規認定者 103 名に対し、103 名に対して訪問支援を実施した。							
(その他の外部要因の状況)							
—							
(目標の達成状況に関する分析)							
目標年度を毎年度と設定しているところ、令和 6 年度においても、訪問支援のリモート化による業務の効率化及び訪問支援に従事する職員における被害者支援に関する研修受講の促進といった取組強化により、目標を達成しているため、A と評価した。							
(課題の特定)							
—							

[illegible]

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

② 目標達成

（判断根拠）

業績指標 2 個のうち、A が 2 個であって、目標達成に向けた成果を示していることから、「②目標達成」とした。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

業績指標 51 及び 52 について、それぞれ令和 6 年度の目標を達成していることから、自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアやリハビリテーション機会確保の充実が推進されており、自動車事故の被害者の救済が図られている。

今後の取組の方向性として、業績指標 51 については、引き続き、独立行政法人自動車事故対策機構の職員による訪問支援を実施することで、重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族に対する精神的な支援を継続していくこととし、目標値に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構第五期中期目標」及び「同計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）において、当該期間中において毎年度、（i）全体では 70%以上を維持し、（ii）新規認定者については 100%と設定しているところ、同目標及び同計画は令和 8 年に見直しがなされる予定であるため、本業績指標についてもこれらの見直しを踏まえ、見直しを検討することとする。

また、業績指標 52 について、重点支援病院の更なる指定を目指す目標設定も考えられる一方、リハビリテーションの機会提供に係る病院側の負担も継続的に生じる中、自動車事故による重度後遺障害者の発生数や実際にリハビリテーション機会を利用する需要は予測できず事業運営に係る負担が大きいことから、既に指定を受けた重点支援病院も含めた現在のサービス供給の水準を維持することが当面の課題であるため、引き続き本目標に沿って事業を推進することとする。

外部有識者のコメント

目標は全て達成しているものの、(52)については目標としてふさわしいのか再考が必要ではないか。毎年 10 病院を維持すること自体に相応の難しさがあるのであれば目標とすることも考えられるが、単なる現状維持だけならそれは目標とは言えないと考えられる。（国土交通省政策評価会 松田 千恵子）

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 16

担当課：物流・自動車局保障制度参事官室 参事官 忍海邊 智子

・業績指標 51

担当課：物流・自動車局保障制度参事官室（参事官 忍海邊 智子）

・業績指標 52

担当課：物流・自動車局保障制度参事官室（参事官 忍海邊 智子）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	自動車事故による被害者遺族等に対する支援	004157
2	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払	004188
3	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行	004189
4	自動車事故による重度後遺障害者への介護料等の支給	004191
5	自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）	004192
6	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	004193
7	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	004194
8	事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化	004195
9	自動車事故被害者の療養環境の改善	007299
10	国際海上コンテナトレーラーに係る事故防止対策推進事業	007300
11	自動車事故対策調査推進事業	007301
12	健康起因事故防止対策の促進	007302
13	自動車運送事業の運行管理（点呼）の高度化	007303
14	自動車事故分析調査	007304
15	自動車事故の被害者保護対策事業の検討等に関する調査	007363
16	自動車事故被害者へのアウトリーチ・自動車ユーザー理解促進業務	007364
17	介護を要する重度後遺障害者数の傾向に関する調査業務	007365
18	自動車事故被害者の家族・遺族に対する相談支援	007366
19	自動車運送事業への自動運転車の導入に向けた安全性等の確保	007367
20	高齢者免許返納対策調査分析事業	007368
21	先進安全自動車の整備環境の確保事業	007369
22	自動運転における損害賠償責任に関する調査事業	007419
23	自動車運送事業の安全対策事業	007420
24	先端技術を活用した療養環境の充実化に係る調査	020470

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【業績指標】	(51)自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実(訪問支援の実施割合(i)全体、(ii)新規認定者)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		(i) 60.6% (平成27年度) (ii) 86.5% (平成27年度)	(i) 70.0% (毎年度) (ii) 100% (毎年度)
【指標の定義】 自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合。 ※介護料:自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。 (i)初期値_平成26年度末介護料受給資格者数に対して60.6% 目標値_前年度末介護料受給資格者数に対して70%以上 (ii)初期値_新規認定者に対して86.5% 目標値_新規認定者に対して100%			
【目標設定の考え方・根拠】 (i)令和4年度から令和8年度にかけての第5期中期目標期間においては、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化することとしており、介護料受給者各々に適した対応を行うことを目指す観点から、毎年度、前年度末の介護料受給資格者数の70%以上に対する訪問支援実施を目指すこととした。 (ii)訪問支援業務の「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より適切な情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の100%に対して訪問支援を提供することを目指すこととした。			
【外部要因】 訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその本人また介護料受給者家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日) 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。(V. 第2. 1)			
【備考】			
【担当課】	保障制度参事官室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【業績指標】	(52)自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10病院 (令和4年度)	10病院以上 (令和7年度)
【指標の定義】 自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者に対するリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)の指定数(初期値:10病院 目標値:10病院以上)			
【目標設定の考え方・根拠】 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が、病院退院後に継続的なリハビリの提供を受けることは、在宅療養にてその機能を維持し、更なる改善につながり、ひいては自動車事故の被害者の救済を図るものである。 そのため、短期入院協力病院(※)の中から、リハビリの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)を指定し、自動車事故による重度後遺障害者に対する支援の充実を図る。 なお、当初は令和7年度までに10病院を重点支援病院に指定することを目標としていたところ、令和4年度に当初の目標を早期に達成した。重点支援病院の更なる指定を目指す目標設定も考えられる一方、リハビリテーションの機会提供に係る病院側の負担も継続的に生じる中、自動車事故による重度後遺障害者の発生数や実際にリハビリテーション機会を利用する需要は予測できず事業運営に係る負担が大きいことから、既に指定を受けた重点支援病院も含めた現在のサービス供給の水準を維持することが当面の課題である。このため、重点支援病院への継続的支援を通じ、令和7年度において令和4年度の水準以上の指定数とすることを、目標として設定した。 (※)短期入院協力病院:在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診断、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。			
【外部要因】 ・自動車事故による重度後遺障害者に対してリハビリテーション機会の提供を継続することに対する病院の理解 ・自動車事故による重度後遺障害者の発生状況 ・自動車事故による重度後遺障害者の病院の利用状況			
【他の関係主体】			
【重要政策】 ・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日) 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。 ・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日 中央交通安全対策会議決定) 交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。(第1部 第1章 第3節 II 7)			
【備考】			
【担当課】	保障制度参事官室		
【関係課】			